

【11/26】セミナー

「核の非人道性と法的禁止—オーストラリアゲストを迎えて—」

(記録・まとめ:核兵器廃絶日本 NGO 連絡会)

- ・ 日時：2015年11月26日(木)18時30分～20時30分
- ・ 会場：渋谷商工会館 会議室
- ・ 主催：核兵器廃絶日本 NGO 連絡会
- ・ プログラム：
第一部：オーストラリアの核被害と先住民族
報告：カーリーナ・レスター (アデレード大学)
第二部：核兵器禁止条約への展望と ICAN の取り組み
報告：ティルマン・ラフ (ICAN/IPPNW)
川崎哲 (ICAN/ピースボート)

【主催者挨拶 川崎 (NGO 連絡会共同世話人)】

- ・ オーストラリアからの2人のゲストを迎えてのセミナー
- ・ 背景：原爆、劣化ウラン弾、ウラン鉱山、核実験、原発、核実験の被害者が集った「世界核被害者フォーラム」が11月に広島で行われた。そこに参加したオーストラリアの先住民で核実験の被害者であるカーリーナ・レスターさんと ICAN の国際運営委員であるティルマン・ラフさんを招いて話を聞く。
- ・ カーリーナさんについて：1950年代にイギリスが南オーストラリア州で実施した核実験により発生した黒い霧が、周辺に被害を及ぼした。その被害を受けたヤミ・レスターさんの娘がカーリーナさん。今回、二人のお子さんと初来日。
- ・ ティルマンさんについて：ICAN 国際運営委員であり、ICAN を生み出した IPPNW の共同会長を務めている。

【第一部：オーストラリアの核被害と先住民族】

【カーリーナ・レスター】

- ・ 私のストーリー、家族の話を共有できる機会を頂き、感謝している。またアデレードから日本に来ることができ嬉しく思っている。
- ・ 私は、1950年代にイギリスが行った南オーストラリアでの核実験の影響を受けたヤミ・レスターの娘である。
- ・ 今日お話ししたいのは、「核実験の被害」と「文化の継承者」についてである。
- ・ 私は、Irati Wanti (イラティ・ワンティ) キャンペーンに携わっている。これは「毒を封ずる (The Poison, Leave It)」という意味。私の祖母であるアイリーン・カパクタ・ブラウンは、そのキャンペーンの中心者である。
- ・ 私のおばであるアイビー・スチュワートや地域のおばあさんたちも参加している。
- ・ 1950年代と1960年代に、イギリスがオーストラリアを中心に核実験を展開。
- ・ イラティ・ワンティ・キャンペーンは、1998年から2004年に展開された。
- ・ 現在、オーストラリアに6か所ある核廃棄物処理場の内3つが南オーストラリアにある。
- ・ 父・ヤミ・レスターは、南オーストラリアで実施された核実験により被害を受けた。当時、父はワラティナに住んでいた。そこは核実験により黒い霧が降った地域で、当時は非常に多くの人がそこに住んでいた。父は、1953年10月から核被害の活動家として核運動に取り組み続けてきた。
- ・ ヤミ・レスターが声をあげ始めたきっかけは、被曝しないようにアボリジニーの人々に核実験のことを知らせたと科学者が語っていた、国営ラジオの放送に接したことだった。実際は違っていた。彼の抗議に対し、言葉の壁があって伝わらなかったのかもしれないと言いつけられた。このラジオ放送を聞き、事実と食い違っていることに憤

りを感じ、活動をスタートさせた。この実験の被害で、彼の家族の多くが死に、彼自身も失明した。

- ・ 1980年代、私が子どもの頃に両親とロンドンに出向き、話をしたことを覚えている。
- ・ 1953年に行われた核実験の場所には、現在、記念碑が設置されている。
- ・ (写真を示し)そこには何もないように見えるが、人が住んでいる大切な場所である。イギリス人は、そこを何もない地域とみなし実験を実施した。
- ・ 2003年になって、こうした実験は1回ではなく、小規模な実験が多く行われていたことが判明した。その間、私たちの土地は汚染され続けてきた。とてもひどい話である。実験が行われたのは、エミューとマラリングという場所だ。
- ・ 1998年には、オーストラリア政府が南オーストラリアに放射性廃棄物処分場の建設を決定。8か所の候補をあげ、最終的にピラ・カリナという場所が選ばれた。このときに開発反対運動として祖母が立ち上がり、私自身も活動をスタートさせた。
- ・ 南オーストラリア州には、いくつものウラン採掘場があり、主に西部の2か所で核実験が実施され、それにより多くの人に移住を余儀なくされた。中心都市のアデレードは、鉱山から採掘されたウランが輸出入される大きな港である。その郊外には、1998年に廃棄場として選ばれた場所もあり、ロケットの発射台もあるような場所である。
- ・ 私たちの住んできた場所は、都会の人からみるとブッシュ(樹木)しかなく、人が住めない場所だと思われるが、先住民が大事にしてきたところである。
- ・ イラティ・ワンティ・キャンペーンで6年間闘った女性たちの一人であるエミリー・オースティンさんは、最近発表された核廃棄物処理場に関するニュースに対し心を痛めている。
- ・ そこで彼女たちは、伝統、歴史文化を継承する点に自分たちが責任を負うと決意。それを本に著わした。
- ・ その本では、土地に関する特別な知識、土地にまつわる物語、歌謡、土地が文化の一部であること、食べ物を見つける方法、手作りの道具、女性が使う楽器やブーメランの作り方を伝えている。言葉、家族を敬う文化も伝えている。こうしたことを、私たちは責任をもって伝えていく必要がある。
- ・ 2003年に祖母アイリーンが、アメリカのゴールドマン環境賞を受賞。これは核、核実験による環境破壊のために闘った貢献に対する賞であった。
- ・ 彼女は、オーストラリアの別の賞を受賞してもいる。コミュニティーへの貢献を讃えての受賞。しかし、祖母の核実験反対に対する運動は、評価の対象とならなかった。
- ・ 今年2月、南オーストラリア州は核燃量サイクルを推進する王立委員会を設立。この王立委員会が南オーストラリアで設立されたことは衝撃的であった。同委員会は、世界中の施設を視察し、報告書を提出する予定。これは、南オーストラリア州政府が核燃料サイクルを進めていくことを意味する。
- ・ 私を含め先住権を有するグループ・コミュニティーは、こうした核廃棄物処理場は必要ないと主張している。また、州政府はコミュニティーとしっかり協力し、先住民の話しを聞き、分かりやすく伝えるよう求めている。採掘、発電、再処理の仕組みを私たちに分かる言葉で伝えてほしいとも訴えた。
- ・ 王立委員会のキャッチフレーズは、「機会とリスクを探求」というもの。王立委員会が力を入れていることは、探査、採取、生成と加工、発電、核廃棄物管理、保管、再処理。
- ・ ビジネス界はこの動きに前向きである。利益をもたらすものとして期待している。しかしビジネス界と一般の人々の間には意見の差がある。
- ・ こうした処理場が奥地につくられる。しかしそれは私たちの土地である。だから私たちは、こうした採掘、生成、発電が南オーストラリアの将来にどう影響があるのかについて訴えている。
- ・ 経済的な影響はどうか。もちろん、ビジネス界にはお金が入ってくると思うが、反対にお金にならない分野がある。環境である。生成の際に環境汚染があったことを考えていただきたい。そして、コミュニティーへの健康被害である。先住民の安全を配慮

して欲しいと主張している。

- ・ コミュニティーの安全と健康という点で一つの実例がある。私の姉はワラティナで働いており、家畜を飼う仕事をしている。仕事柄、これまで巻き上がる埃や砂の多くを吸い込んできた彼女は、免疫疾患を発病、そのことを王立委員会に訴えたが取り合ってもらえなかった。
- ・ 処理場施設の設置について、コミュニティの安全と健康について、王立委員会は重く受け止めていない。今年5月16日、オーストラリアの環境保護団体等と協力して、王立委員会に対する反対の声をあげた。そこで発表した共同声明を、今回の広島でのフォーラムでも発表した。
- ・ 8月には、政府が廃棄場の候補としている地域の近くで、先住権原法に該当する代表団が集合。ティルマン・ラフさんも参加し、医療的な観点からの発言を行ってもらった。
- ・ 王立委員会の委員長であるケビン・スカースと話す機会もあった。
- ・ 2015年10月15日に、核実験実施62年の意義をとどめ、イラティ・ワンティ Exhibition Night をアデレードで開催。ここでは、これまでの活動報告と今後の取り組みについて話し合った。

【質疑応答】

- ・ [A] 活動の原動力、きっかけ、事例を教えてください。
[カリーナ] 父の存在が大きい。彼は私を見たことがない。彼は1953年の核実験で失明し、3人の子ども、12人の孫、2人の曾孫の顔を見ることができない。全て声で判断している。これが大きい。また祖母・アイリーン・ブラウンの「常に前をむいて戦っていくべし」との応援も大きい。南オーストラリアに王立委員会が設置され、核燃量サイクルを推進することになった点も大きい。
- ・ 何の部族また何人規模の代表をされているのか？
[カリーナ] 代表しているのは、ヤンクンチャジャラの300人の先住民であるが、同じ言語グループの部族が他にもあり、それらも合わせると総勢は500人になるので、500人の代表を務めていることになる。
- ・ [B] この王立委員会の問題はオーストラリアだけの問題ではない。なぜなら、海外の放射性廃棄物の最終処分を受け入れるということも含んでいるからだ。本年、王立委員会のスカース委員長が来日した際に会った際、この海外の放射性廃棄物を受け入れることについて確認したところ、これはウラン採掘を行い、輸出をする国としての倫理的責任だという。つまり、オーストラリアから輸出されたウランによって日本の放射性廃棄物が生み出さたのだから、それを回収するのはオーストラリアの責任だといっているのだ。しかし、これはきわめて問題の多い話だ。王立委員会は、委員会のホームページで広く市民の意見を募集しているので投稿してほしい。
[カリーナ] 委員会の考え方はモラルの話でもあり、アボリジニも共通の認識をもっている。自分たちの場所・土地から出てしまったものがこのような問題を生み出していることに心を痛めている。一部には王立委員会のこの論理を受け入れている住民もいる。しかし、輸出時のウランという形態と、使用済み燃料やガラス固化体では大きく変わっている。だからこそ、王立委員会を教育していかなくてはいけないと思っている。
- ・ [C] イラティ・ワンティ・キャンペーンのオーストラリア国内での一般の人々の反応はどうか？
[カリーナ] 2004年以降、活動は落ち着いている。一定の成果を得たので。特にこれといった反響はない。しかし、今になって問題がぶり返している。ここから次の世代とともに運動をつくっていく必要がある。それぞれの部族ごとに言葉があるが、2015年2月の王立委員会の設立に対して、我々のコミュニティから声をあげていかなく

てはならないと思っている。

- ・ [D] ウランの輸出に対してどう思うか。 採掘と輸出についてどう思うか。先程、輸出されて戻ってくるの話にもあったが。
[カリーナ] ウランの採掘および譲渡については、コミュニティーの人々は心穏やかではない。先住権原法のなかでは、採掘のために土地を提供しないと住民の権限がなく、効力が弱い。これが課題である。非常に苦しい気持ちになる。採掘されて輸出されてしまうことに、無力感と苦しさを感じる。こうした中で、王立委員会の委員長とコミュニティーの代表とが話ができたことは勇気づけられた。彼が、政府がこれまでやってきたことは信用できないと、委員長に面と向かって言い切ったことは希望である。

【第二部：核兵器禁止条約への展望と ICAN の取り組み】

【ティルマン・ラフ】

- ・ 広島での世界核被害者フォーラムのあとに、数日間、福島を訪問した。その状況を目の当たりにし、個人的にも悲しい思いを抱いた。というのは、ウランはオーストラリアから生み出され、やってきたものであるから、非常に悲しいことである。
- ・ 私はオーストラリアのアデレード出身で、そこではイギリスの核実験が3回行われた。核実験は、核兵器を造り開発することが目的である。
- ・ 今日核兵器を禁止することについて話したい。
- ・ 1946年1月、国連総会での第1号の決議は、核兵器および大量破壊が可能なすべての兵器の廃絶を目指す決議であった。
- ・ 生物兵器、化学兵器などの非人道性兵器は、禁止条約ができている。核兵器も同様に禁止しなくてはならない。
- ・ アメリカの次期大統領といわれているヒラリー・クリントンやケリー国務長官は、今世紀では不可能であり、長いスパンで核兵器をなくしていこうとの姿勢である。核保有国は、核の近代化に多くの金額を投資している。
- ・ 禁止された兵器を見ると、こうした大量破壊兵器の使用は許されない、あまりにも非人道的であると認められて、禁止条約が成立している。
- ・ ここ数年で展開されている人道イニシアティブは、現状を変えるいい機会である
- ・ ICANは主に核兵器を禁止する条約を作るキャンペーンを進めている。
- ・ ここ5年の動きについて：
 - ・ 2010年4月：ICRC（赤十字国際委員会）会長がジュネーブで、ICRCは核兵器廃絶を優先課題として取り組むと発表。
 - ・ その直後に開催された2010年のNPT再検討会議：核兵器の壊滅的結果・影響への深い懸念の表明。以来、数々の非人道性決議が提出されたが、この10月の国連総会に提出された非人道性決議では、159カ国、世界の8割の政府が賛同。
 - ・ 2011年11月：ICRCが「国際赤十字・赤新月運動代表者会議」で「核兵器廃絶へ向かって進む」決議を採択、4カ年行動計画を発表。これが、世界中の赤十字、赤新月等と協力するきっかけとなった。
 - ・ 核兵器の非人道性会議（ノルウェー、メキシコ、オーストラリア）：こうした政府レベルの会合の開催に、広島・長崎の原爆投下から68年もかかったことは衝撃である。核保有国（N5）は、当初参加しなかったが、彼らの不参加の言い訳は、我々が求める核廃絶の道とは違うからという立場であった。
 - ・ これら3回の会議に際し、ICANは市民社会側の正式なパートナーとして推進。
 - ・ メキシコ会議では、メキシコ政府が、他のクラスター爆弾や地雷禁止条約と同じように核兵器を禁止するために動くべきであると声明を発表したこと、市民社会の参加が特徴的であった。
 - ・ 昨年12月のウィーン会議の直前には、ICANは市民社会フォーラムを開催、強いメッセージを発信。ウィーン会議にはローマ法王もメッセージを寄せ、核兵器を禁止すべきであると述べている。会議では、核兵器のあらゆる使用は破滅的結果

を生み出す。一発でも使用された場合、人道的救援対応は不可能である。核兵器が存在すればリスクは増える。最も破壊的な兵器が禁止されていないという法的ギャップがある。こうしたことが確認された。

- ・ オーストリアの外務大臣は自分の息子と同じ年であるが、会議で誓約を発表した。これは、現在では人道の誓約と言われているものである。各国政府に禁止を呼びかけるツールとして、現在、活用されている。これには121か国が賛同。
- ・ ICANの戦略は、強い市民社会の運動としてグローバルな運動をつくることにある。禁止、条約の話を定着させる。禁止に向け動こうとする政府にとって信頼できるパートナーになること。
- ・ 法的ギャップを埋める取り組みは、短いスパン、1、2年でも実現が可能である。
- ・ 禁止条約の中身は、核兵器の禁止、核被害者の権利を守ること。何を禁止すべきか。核兵器のあらゆる段階を禁止、また廃絶に向けたことも盛り込む。また全ての国家にオープンであり、市民社会にひらかれたものである。
- ・ 保有国が軍縮の義務を果たしていない中で、非保有国で進めることができる取り組みである。
- ・ 保有国はこの禁止条約を今一番恐れている。核兵器を巡る国際的な議論において、保有国側のコントロールがなくなるという点、また核軍縮の民主化を恐れている。
- ・ 交渉の場はコンセンサス方式でないことが重要。すべての国が参加していなくても進められることが重要。
- ・ リーダーシップを保有国から非保有国へとシフトさせる、非保有国から圧力をかけることが重要。
- ・ 従来のNWC（廃絶も含めた包括的禁止条約）から、ICANが現在主張しているのは、「Ban Treaty」、これは保有国抜きでもできる条約。廃絶まで含めると保有国の参加が必要になる。ICANが提案している条約は廃絶の準備をするものであるもので、矛盾はしない。
- ・ 核保有国、核依存国（核の傘）の中から、かつてない強い反対がおきているからこそ、実現できると信じている。
- ・ オーストリアの「人道の誓約」には121カ国が賛同。重要なコミットメントである。
- ・ NPT再検討会議では最終文書が合意されず、残念な結果と思われるが、これは、NPTだけでは軍縮、廃絶ができないことを表しているという点で、問題の所在を浮き彫りにした。また保有国がNPTに加盟していないイスラエルに配慮したことも、NPT体制の限界を表している。

【川崎哲】

- ・ 最近の動きについて（国連総会第一委員会）
 - ・ 国連総会第1委員会：NPTを受けた議論が行われた。これまでにないほど荒れた委員会となった。
 - ・ 核の非人道性に関する決議：これまでの非人道声明が決議になったもの。日本は賛成。
 - ・ 人道誓約の決議：これまで誓約に賛同してこなかった国、NZ、スイス、スウェーデンなどが賛同。
 - ・ 南アフリカの倫理決議：賛同国は誓約の決議とほぼ一緒
 - ・ 日本決議：賛成156、アメリカが棄権したことに日本は動揺。アメリカの人道性への拒否を示している。
 - ・ 公開作業部会開催決議：作業部会はすべての国が参加可能。市民社会も。法的規制を踏まえ議論。コンセンサスではない形で開催。来年ジュネーブで最大15日間の開催。ここでの議論を受けて来年の国連総会に報告される。
- ・ 作業部会決議を棄権した日本、NATO諸国も参加するよう声をあげていく。
- ・ 来年の作業部会が非常に重要である。

【質疑応答】

- ・ [E] これまで12発が核実験で使用。プルトニウムについて。原子炉イコールプルトニウムであると考えているが、セシウム、核兵器を作る前の段階へのアプローチはICANとして何かしているのか？
〔ティルマン〕 複雑な質問であるが、ICANはフォーカスを絞ったキャンペーンを展開、つまり核兵器の禁止と廃絶である。この地球に住むすべての生き物を危険にさらすものが核兵器であり、その使用を予防、なくすことをしなければ地球がなくなってしまうという危険とともに生きている。核兵器の生産に必要な物質に関するキャンペーンは、現在、取り組んではない。
- ・ [F] ラッセル・アインシュタイン宣言にあるように、知識がなくなる限り核兵器は使用されるとの考えがある中で、人道の誓約に賛成している国の、核を持たない覚悟はどの程度か。
〔川崎〕 誓約に賛同している国は非保有国であり、核の傘の国もはっていない。禁止を先行させた条約をつくった後に、禁止を裏付ける検証規定をもった包括的な仕組みに移行することが必要になる。
- ・ [G] マーシャル諸島共和国が核保有国を核軍縮義務違反として国際司法裁判所に提訴した訴訟において、3月に口頭弁論、6月に先決的抗弁に関する判決が出る予定であるが、NPT第6条の義務の精緻化について、BAN条約との兼ね合い等、どのように考えているか。
〔川崎〕 非保有国が条約をつくり、保有国はそれに反対する。保有国の言い訳は、軍縮を進めているから新たな条約は不要である。こうした中に、マーシャル訴訟にある、NPT6条の義務履行への問いかけ、誠実な義務履行とは何かを問うものが出てきている。核軍縮義務の履行とは何かという議論を精緻化していく役目があると思う。
〔ティルマン〕 歓迎すべきである。アメリカに依存しているマーシャルがこの取り組みをおこしたこと。廃絶の取り組みそのものには効果がないが、歓迎すべきであると思う。

以上
(文責は核兵器廃絶日本 NGO 連絡会)